

令和6年西東京市教育委員会第2回定例会会議録

- 1 日 時 令和6年2月20日(火)
開会 午後2時00分 閉会 午後3時01分
- 2 場 所 田無第二庁舎4階 会議室
- 3 付議事件 別紙議事日程のとおり
- 4 出席委員 教 育 長 木 村 俊 二
教 育 長 職 務 代 理 者 米 森 修 一
委 員 後 藤 彰
委 員 山 田 章 雄
委 員 服 部 雅 子
委 員 今 井 ゆ み
- 5 出席職員 教 育 部 長 松 本 貞 雄
教 育 企 画 課 長 飯 島 陽 子
学 務 課 長 近 藤 直
教 育 指 導 課 長 田 村 孝 夫
教育部主幹(教育指導課)兼統括指導主事 三 田 大 樹
指 導 主 事 内 藤 幸 雄
教育部副参与兼教育支援課長 田 中 彰
社 会 教 育 課 長 吉 田 泰 一
図 書 館 長 徳 山 好 永
- 6 欠席職員 公 民 館 長 福 所 良 幸
- 7 事務局 教育企画課長補佐兼企画調整係長 佐々木 通
- 8 傍聴人 1人

令和6年西東京市教育委員会第2回定例会議事日程

日 時 令和6年2月20日（火）午後2時から
場 所 田無第二庁舎4階 会議室

- 第 1 会議録署名委員の指名
- 第 2 議案第3号 西東京市教育委員会の職員の処分について
- 第 3 議案第4号 西東京市教育委員会の職員の処分について（諮問）の専決処分
について
- 第 4 議案第5号 西東京市教育委員会表彰について
- 第 5 そ の 他

西東京市教育委員会会議録

令和 6 年第 2 回定例会
(2 月 20 日)

午 後 2 時 00 分 開 会

議事の経過

○木村教育長 ただいまから令和6年西東京市教育委員会第2回定例会を開会いたします。

これより直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は傍聴の申し出があったため、傍聴希望者の入場を許可します。

[傍聴者入場]

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。本日は山田委員にお願いしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木村教育長 それでは、本日は山田委員にお願いいたします。

○木村教育長 次に、秘密会にて取り扱う議題を決定したいと存じます。

日程第2 議案第3号 西東京市教育委員会の職員の処分について及び日程第3 議案第4号 西東京市教育委員会の職員の処分について(諮問)の専決処分については、人事に関する案件であることから、西東京市教育委員会会議規則第13条第1項ただし書きの規定に基づきまして会議を秘密会とし、日程第5 その他の後に開催したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木村教育長 御異議がないようですので、ただいまの案件については秘密会にて取り扱うことと決定いたしました。

○木村教育長 日程第4 議案第5号 西東京市教育委員会表彰について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○飯島教育企画課長 議案第5号 西東京市教育委員会表彰について、説明申し上げます。

西東京市教育委員会表彰とは、西東京市の教育、学術、技術、芸術、体育等の振興に寄与し、その功績が顕著な個人及び団体を表彰するものでございます。本議案は、公の競技会、コンクール等で優秀な成績をおさめ、他の模範となる行為のあった児童・生徒の皆さん及び学校教育に貢献された方々合計40人、1団体に対する表彰について提案するものでございます。

恐れ入りますが、お手元の資料を御覧ください。

1枚おめくりいただきまして、A3判の資料を御覧ください。それぞれの被表彰候補者の表彰理由の詳細をまとめております。

1番から34番の方は、西東京市教育委員会表彰規則第2条に該当する市立学校に在学する児童及び生徒を対象としたもので、公の競技会、またはコンクール等に参加し、優秀な成績を収めたり、地域貢献により他の模範となった方々でございます。

続きまして、35番から40番は、西東京市教育委員会表彰規則第4条に該当する市立学校に勤務する教職員の方々及び教育委員会が委嘱する非常勤特別職の方々で、特に功績のあった皆様でございます。35番の方につきましては、学校医として務められ、本市の児童・生徒の

健康管理に大きく貢献されました。36番から40番の方につきましては、西東京市立学校の学校長を務められ、本市の教育の発展、充実のために御尽力をいただきました。

41番の方につきましては、長年にわたり西東京市立学校付近の横断歩道にて見守り活動を行ってこられ、本市の青少年健全育成等に大変御尽力いただいているところでございます。

以上、40人、1団体の方々につきましては、教育委員会表彰の対象者とするものでございます。

なお、表彰式につきましては、今年度は開催する予定とさせていただきます。

私からの説明は以上でございます。

○木村教育長 説明が終わりました。質疑を受けます。

○山田委員 何年も同じことを多分お聞きしていると思うんですけども、表彰自体は全然悪いことだとは思いませんが、特にスポーツの大会は年がら年中、毎日のようにあちこちで行われていて、非常に優秀な児童・生徒さんは、どの大会に出ても優勝する可能性があるわけですね。そうすると、毎年のように特定の人たちがたくさんの方に出ているいい成績をとったときに、それを全部教育委員会賞を与えるのかということに対して、本当にそれで子どもたちの、この賞の持っている目的が達成されるのかということに私は毎回疑問を持って、毎回嫌われるだろうなと思いながら同じことをお聞きするのですけれども、もうそろそろもう少し精査したほうがいいんじゃないかなと。審査会が行われているようですけれども、多分、校長先生が上げてきたやつをほとんどスルーしているという印象があるんですけども、精査できないかな。

例えば、名前はお出ししませんけれども、教育委員会表彰を平成30年、令和元年、令和3年度と3回とっていて、また今年もノミネートされていると。これはさっき申し上げたように、ある特定の非常に才能のある方がいろいろな大会に出まくって、その都度表彰になる。その方たちが出て優勝するなり、いい成績をとって、もうその時点で表彰されているわけですよね、社会的にも認知されていて。

それを、いわゆる行政処分をするときに新聞に載って悪いことをした先生とか、医者とか、獣医師とか、そういう人の行政処分を新たにするというのは、よくそういうやり方はしますけれども、こういう表彰するのを校長先生の推薦で全部スルーしていくのが本当にいいのかなと。その意味というか、教育上の意味を考えると、もう少し審査委員会できちっと考え方を提示していただいて絞り込んで、本当に賞をとらない子どもたちにもエンカレッジメントになるような、そういう表彰に変えていくことが私は大事じゃないかなと常日ごろ思っているのですけれども、その辺の検討状況等、もし検討されているのであれば教えていただきたいですし、今後どうしていくかということに対して考え方があれば教えていただきたいと思えます。

以上です。

○飯島教育企画課長 委員御指摘のとおり、これまで課題については認識しているところでございます。今年度、基準の見直しに向けて課の中でも検討したり、あと、東京都の基準にも照らし合わせながら、御指摘のとおり努力や行動の過程というところも拾えるような方向で見直しを今検討しているところです。

以上です。

○山田委員 ありがとうございます。

○木村教育長 結果だけじゃなくて、途中の取組の過程なども評価の対象にしていくような方向で考えているということですね。

○山田委員 もう1点。今に関連して、例えば私の個人的な考え方而言えば、学校現場で実際に取り組んでいるような内容とか、要するに多分、ここら辺の世界的なピアノコンテストで優勝するなんていうのは学校の活動とは全然違うところで、いわゆる英才教育を受けられるようなお子さんがそういうチャンスがあるわけで、それは地域ともほとんどかけ離れているし、学校現場ともかけ離れているなど私は思うので、選んでいくときに、その地域や本当に学校現場というところと関連のあるものにしていただけたらいいんじゃないかなと思っています。

以上です。

○木村教育長 今のは御意見ということですが、何か見解はありますか。

○飯島教育企画課長 現行の規則のほうでは、市民への効果とか波及というところも表彰の審査の基準として取り扱ってきたかと思うんですけども、それらも踏まえて見直しの検討を今行っておりますので、御指摘のとおり大きな大会等だけでなく、そういった努力、日ごろの行動というところも見まして、これから対応していくように今検討しているところでございます。

○木村教育長 山田委員、よろしいですか。

○山田委員 はい。

○木村教育長 ほかに質疑はございませんか。——質疑を終結します。

これより討論に入ります。

○山田委員 今回ののは、まだ決定していないわけですよ。先ほどちょっと例を挙げたみたいな何回も受賞している方、表彰されている方、これはどうしますか、今回。今のところ規定はないんだろうと思うのだけれども、4回目はすごいですよね。

○飯島教育企画課長 現行の規則はこれまでと同じ規則になっておりますので——。

○山田委員 規則には反しないということですよ。

○飯島教育企画課長 そうですね。今後、今見直しているものが改定された後にはまた変わってくるかと思いますが、本日お示ししているものは現行の規則でやらせていただいております。

○山田委員 規則には合っているけれども、将来的には外れるかもしれないわけですよ。そうすると、今回反対してもいいわけですよ。

○松本教育部長 補足させていただきます。

今、課長がお答えしたとおり、現在、中身を見直しているところで、今回お出しした一覧の案というのが現行の規則で当てはまる方になります。なので、現行の規則で当てはまる方を落とすということがまずできないので、この提案をさせていただきます。この形でお出しするのが恐らく今回が最後になると思ひまして、来年度からはまた新しい形で御提案させていただきますことになると思っています。

先ほど審査会の話も出たのですけれども、実は審査会の中では、今回のこの一覧表以外の方々も各学校から推薦が上がってきております。それを現在の規則に照らし合わせて絞り込んで、厳選して提出させていただいたという形になりますので、今回は御理解いただきたいと思っております。

○木村教育長 山田委員、どうですか、御意見。

○山田委員 理解はするんですけれども、今世間で話題になっている問題と同じだと思うんですよね。現行の規則では今の人たちは何もされないけれども次に向けてやりましょうということは、今悪いことをしているわけです、その人たち、実際には。でも今、現行法では処分できないから将来新しく法律をつくって、それで処分、そういうことをしないようにしましょうと言っているんだけど、悪さをしているということはもろに明らかな人たちがそうやって放置されるわけですよね。

この話とは違いますけれども、今の規則に合っているからいいんだというのは、それはそれなりに一理はあると思うんですけれども、ただ、問題点の指摘は、私はもう令和3年より前から繰り返しさせていただいて、議事録を見ていただければわかると思うんですけれども、それがようやくと始まるということは喜ばしいことではありますけれどもね。問題点の指摘というのはずっとされてきていたわけで、その対応が間に合わなくて、今回全部ではないにしても、ここに上がってきた。だけれども、上がってきている人の中に、もう何回も表彰を受けている方がいる。今度、ここでまたよしとして、次回からそれがノーというのもまたおかしな話だから、良しにしましょうよというような議論にもなりかねないですよね。

先の議論はどういう議論がされているか、私自身は聞く場もないのでわからないのですけれども、はい、そうですかと言ってそのまま賛成に手を挙げられるかということ、なかなか個人的にはつらいところがありますね。

以上です。

○飯島教育企画課長 御指摘はごもっともだと思うのですけれども、逆に現行の規則では、何回以上だともう表彰しないという決まりがないものですから、規則のとおりにやらせていただければと思います。

○服部委員 今回のこの表彰に関してはそのまま受けとめるのですけれども、山田委員がおっしゃった、これからの学校側の地域との連携とか、地域に子どもたちが関わっていくということで学校のいろいろな取組を見ていると、例えば、この間、栄小で見たんですけれども、公園の遊具のボール遊びの壁があるのですけれども、そこに的を、子どもたちが描いている絵があつて喜ばれたとか、給食とかメニューを各校でコンテストとかをされていて、優れたアイデアが出たとか。今日この中でも、地域の老人ホームに行った吹奏楽ですかね、演奏をされたとか、何かそういったことに光が当たるようなものがあると子どもたちが張り切るといふか、また、そういう活動があるんだと自覚したり、そういう方向にまた今後していただけるとうれしいなと思いました。

○米森教育長職務代理者 私もずっと表彰を見ておりますけれども、今、山田委員おっしゃったように、規定がないから何回もというのは、やっぱり同じ人がというのは、同じ人をエンカレッジすることになっちゃうし、幅広く拾い上げる必要があるというふうに見直ししてい

ただいているということであれば、それに期待したいなと思います。規則があるからできないというところまでは踏み込めないかもしれませんが、今回はそういうことで、新たに今お話がありましたように、前は例えば雲を研究したとか、それからおばあちゃんを助けたとか、いろいろな意味で貢献している児童がたくさんいますので、そういう幅広く視野を持っていただいて、同じ人が何回もということもやっぱりちょっと行き過ぎかなと思いますので、そこら辺を含めて、今回の検討の中でいろいろな視点を加えて幅広くできるようなことをお考えいただければ、とりあえず。

山田先生はどう言われるかわかりませんが、それを期待して、今回私は賛成にいたします。
○松本教育部長 すみません。ちょっと事務局の立場で補足というか、確かに何回も同じ方がというのは、この一覧表の中にも何人かいらっしゃると思います。ただ、ここに載っている34番までの方は市内小中学生ということで、校長先生は置いておいて、子どもの発達段階で、例えば小学校のときに1回表彰されたから、同じような競技をやっている中学校になって、そこでまた頑張って成績を残したのに、あなたは1回表彰されたからやりませんよというのも、ちょっと運用としてはなかなか厳しいなとも考えられますので、そこら辺がうまく皆さんに御理解いただけるように今、規則のほうの見直しをかけております。

先ほど言った、例えばこういった競技大会とか、スポーツ、文化に限らず、もともとの趣旨は日ごろの善行、何かいいことをやったことを褒めたたえましょうというのが根本にあると思っています。そっちのほうになるべく日を当てていきたいなという思いで今見直しをかけているところなので、今回までは今の規則にのっとった形でやらせていただきたいなと思っております。

以上です。

○木村教育長 ほかに討論はございませんか。それでは、今、山田委員から基準の見直しを含めた御意見がありました。これは御意見として留めつつ、ほかに特に御意見がなければ、討論を終結させていただきます。

これより議案第5号 西東京市教育委員会表彰について、を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

挙手多数。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

なお、今、山田委員のほうからの御意見については、是非今後、基準の見直しも含めて御検討いただきますように、よろしくお願ひしたいと思います。

○木村教育長 日程第5 その他を議題といたします。教育委員会全般についての質疑をお受けいたします。

○山田委員 今朝じゃないけれども、東京都のチャレンジクラスですか、東京都が不登校対策として公立小・中学校にクラスをつくるのか、中学校で10校とか、何校とかというようなものを目にしたのですけれども、西東京市はそれに入っているのでしょうか。

○田村教育指導課長 チャレンジスクールは、西東京市は来年度入っていないという現状でございます。

○山田委員 そうした場合に、どういう運用がされるのかちょっとよくわからないのですけれども、東京都の中に都の援助でそういうクラスがある学校がぽつぽつとできて、それがあある学校の生徒はそこへ行ける、支援を受けられるけれども、それが無い、例えば西東京市ではそういう支援は受けられないという状況が続くということではよろしいですか。

○田村教育指導課長 チャレンジスクール、不登校対策の点で考えてみますと、西東京市は、さまざまなスキップ教室ですとかニコモルームというようなところで充実しているというところで、まるっきり同じということではないんですけれども、そういった不登校対策というところは十分にできていると考えております。しかし今後、チャレンジスクールのようなもので西東京市と合致するようなものがあれば、また教育支援課と協議しながら手を挙げていければと考えております。

以上でございます。

○山田委員 あれば、こちらが手を挙げないとだめですか。

○田村教育指導課長 はい。

○山田委員 なるほど、わかりました。ただ、支援員か何かもつくみたいなのが書いてありましたよね。それはやっぱり手を挙げなければ、それだけの人はつかないということになっちゃうわけですね。

○田村教育指導課長 そのとおりでございます。

○山田委員 わかりました。ありがとうございます。

○木村教育長 とりあえず10校ということで、都は指定したということですね。今後、またこれが拡大されていくかどうか。人員の配置の問題もいろいろあるので、やっぱり都のそういった援助がないとできない部分もあるということですよ。

○田村教育指導課長 補足になりますが、不登校対策といたしましては、来年度、不登校巡回指導教員というものを派遣しまして、各中学校に、月曜日はA中学校、火曜日はB中学校というようなところで、アドバイスしながら不登校の未然防止というような施策は来年度考えているところです。

○山田委員 西東京市でも。

○田村教育指導課長 はい。都の事業と一緒にやりながら。

○山田委員 わかりました。ありがとうございます。

では、もう1点。令和3年度か何かにかちょっとお話ししたというか、公立学校のIT化の順位みたいなものが数年前発表されていて、西東京市はあんまりよくないという話をしたことがあるのですけれども、2024年版のデータが出たらしいのですが、インターネットで見ると、細かいところまで前は見られていたのが今回は見られないので、もし情報をお持ちでしたら西東京市の状況は改善したのかどうか教えていただきたいのですけれども。

○田村教育指導課長 申し訳ございません。今のところ手元に資料がありませんので、次回までに調べてお示ししたいと思います。

○山田委員 わかりました。ありがとうございます。よろしく申し上げます。

以上です。

○今井委員 直接教育委員会というあれではないのですが、2月18日に市内小学校の5、6年

生を対象としたスポーツ振興課さんがやってくれた公式ドッジボール交流会というのがあったのですけれども、たまたま自分の子どもが対象学年で出たいということだったのでチームをつくって参加したんですね。4年ぶりの開催で、4年前もたまたま出て、すごく本当に大会という感じだったのですけれども、ちょっとコロナの影響もあったり間もあいちゃったのもあったと思うんですが、4校から6チームの参加で随分少なくなってしまって、そういう感じでした。

ドッジボールはスポーツセンターに贅沢に1面つくって、審判が6人も立ってくれて、公式のルールで他校の小学生とドッジボールするという、すごく貴重なイベントだなというふうに思っているのですけれども、とにかくチームを10人から15人集めるんですけれども、それがすごく大変で、私は大変だったんですけれども、ほかの学校さんにたまたま知り合いがいたので当日お話してみたら、やっぱり集まらなくて学校の先生が電話をくれたのか、そういう感じでやっと集まってチームになったみたいな話をしていたんですね。

例えば、このイベントの募集期間中に、体育の時間とか、一、二時間とかを使ってちょっとドッジボールとかをやってもらって、そういえば市内でドッジボールの大会があるみたいだよ、出てみたらみたいなふうに何かそういうつながりというか、仕掛けみたいなものをつくってもらえたりすると、もしかしたらもうちょっと盛り上がっていくのかななんて。すみません、授業のいろいろな事情とかをわからずに言っちゃっているんですけれども、そういうふうに思ったので、その辺を検討してもらいたいなというふうに思いました。

今回はドッジボールの話なのですけれども、そういうものじゃないとしても、市のイベントで一応学校を通して手紙が配られているので、何か学校のくくりでやってくださいとかそういうことじゃなくて、何かそういう仕掛けとかきっかけみたいなものをちょっとでもつくってもらえるようなことがあるとうれしいなというふうに思ったので、すみません。

以上です。

- 木村教育長 基本的にはスポーツ振興課が主催しているイベントではあるんですけれども。
- 今井委員 はい、そうです。
- 木村教育長 課長、何か見解。
- 三田教育部主幹 教育課程というのが学校にありまして、その中で学習指導が行われていくものではありませんけれども、校長会と連携しながら、さまざま健全育成の取組についてはしっかり周知していったって、各校と連携を図って広まっていくようにしていきたいと考えております。

以上でございます。

- 今井委員 ありがとうございます。
- 服部委員 すみません、ちょっと別のことを聞きたかった。今のを私、知らなかったのでもいいですか。
- 木村教育長 はい。
- 服部委員 何年か前にラグビーの、あれは何て言うんですか。
- 木村教育長 タグラグビーです。
- 服部委員 あれ、私、見に行ったことがあって、すごく、谷戸小でしたか。

- 木村教育長　そうです、谷戸小です。
- 服部委員　緑の芝生の上でたくさんのチームが来てというのが、あれもスポーツ振興課だったんですか。
- 木村教育長　あれは教育指導課です。
- 服部委員　何か市長さんが見に来ておられて、すごく盛んだなと思ったんですけども、わかりました。すごくそれがたくさんの、ラグビーがすごく成果を上げた年でしたっけ。日本代表のラグビーの人が――。
- 木村教育長　ワールドカップがあった。
- 米森教育長職務代理者　ワールドカップがあったから。
- 服部委員　ラグビー熱で。
- 木村教育長　ワールドカップが日本であったのを記念してやったんですね。
- 服部委員　ということだったんですね。国を挙げての盛り上がりだったみたいで、すごい人数で。
- すみません、別件でよろしいですか。
- 木村教育長　はい、どうぞ。
- 服部委員　P I S Aというテストで日本が読解力を回復したという話があったときに、P I S Aって、読解力という私たちには別のことをイメージするけれども、実は理論的な、論理的な文章の読み取りということの評価だと思ひまして、ちょっと先日、いつだったかな、新聞でP I S Aとどう向き合うかみたいな論説を読んでいたいたら、日本は読み取りという文学に偏りがちであるみたいなことが書いてあったんです。
- なので、例えば西東京市というか、これは文科省なのかもしれませんが、子どもの小中の教育において、そういったことを重要視していくという傾向はあるのでしょうかという質問です。
- 三田教育部主幹　今度の教育計画の中にも、主体的・対話的で深い学びであるとか、思考力、判断力、表現力といったものを前面に出しながら学力の規定をしております。これの流れにつきましても、国の示している確かな生きる力とか確かな学力といったところと連携しておりますし、そのベースになっているのは、P I S A調査のそういった根拠が今の国の指針や都の方向性を示しておりますので、西東京市としては独自にということではありませんけれども、国のこれから目指す方向性にしっかりと乗っ取った形で教育推進していくというふうに考えております。特に子どもたちが学ぶ意欲だとか主体性だとかといったところも、単なる知識や技能というところではなくて、子どもの情動的内容も含めまして、しっかりと思考力、判断力、表現力もあわせて育成していくといったことを学校と一体となって進めていくと考えております。
- 以上です。
- 服部委員　ありがとうございます。そういうことがとても大事だと思いますし、今年から始まった調べる学習コンクールも含めてですけども、図書館利用教育も含めて調べるということを主体的に、子どもがここだけで、タブレットだけで済ませてしまわないで、そういった文章を読み解く力というのが育ってほしいと同時に、やはり文学も読む力があって、やっ

ぱり機械、A I の時代だからこそ、気持ちとか感情をきちっと受けとめられる人も同時に育てていかなきゃいけないということなので、両方がバランスよく教育の中で目標とされていくといいなと思ひまして、今聞かせていただきました。今後ともよろしくお願ひします。

○米森教育長職務代理者 年度末の一番大事な時期に差しかかって、コロナとインフルエンザ、両方がかなり、猛威までではないですけども感染する子が多いという状況も聞いたりしていますので、現状とか、それから今の5類になってからもありますけれども、感染症対策はどこまでされているのか、そこら辺の現状を教へていただければと思います。

○近藤学務課長 まずインフルエンザに関しましては、東京都内の学級閉鎖情報を学校のほうに提供させていただいて、基礎的な感染症対策の徹底をお願いしているところでございます。新型コロナウイルスに関しては感染者も出ていますが、新型コロナウイルスによる学級閉鎖は少ない状況でございます。ただ、インフルエンザと混在しており、欠席者の割合でインフルエンザによる欠席者のほうが多い場合は、インフルエンザでの学級閉鎖ということで判断させていただいております。

引き続き、各学校において基礎的な感染症対策に取り組むよう教育委員会としてもお願ひしているところでございます。

○米森教育長職務代理者 消毒液というのはまだ相変わらず配布されているんですね、学校には。

○近藤学務課長 感染者が発症したときの消毒用のアルコールなどは消耗品として対応させていただいているところでございます。

○米森教育長職務代理者 わかりました。ありがとうございます。

○木村教育長 私の印象なんですけれども、学校の対応が非常に早いというのは感じますね。つまり、人数が増えてきたなと思ったら校医さんと相談して学級閉鎖をぱっとやると。そういう点では数が増えているということも、一つそのことが原因しているのかなと思うのです。非常に判断が、学校が早くなっているというのは感想としては持っていますね。それが一つの対策になっているのかなという気はしますけれども。

○山田委員 関連して。学級閉鎖中にITを使ってオンライン教育等はやっているんですか。オンライン授業等は。

○田村教育指導課長 オンライン学習をやっている場合もありますが、全部がやっているとは限っていないというところは現状あります。配信して出席確認をとったりですとか、できる範囲のというようなところ。ただし、学級閉鎖ですので、そのところは授業カウントはしないと、評価にも入れないのは原則で、できるところはやっていくということになっております。

○山田委員 それは担任の先生の判断に委ねる、校長先生ですか。

○田村教育指導課長 学校全体で判断しながら。

○山田委員 学校全体。わかりました。

○木村教育長 ほかに質疑はございませんか。——質疑を終結します。

以上でその他を終わります。

○木村教育長 日程第2 議案第3号 西東京市教育委員会の職員の処分について及び日程第3 議案第4号 西東京市教育委員会の職員の処分について（諮問）の専決処分については、人事に関する案件であることから、先ほど決定しましたとおり、会議を秘密会とさせていただきます。

恐れ入りますが、関係者以外の方は退席をお願いいたします。

それでは、暫時休憩といたします。

午 後 2 時 36 分 休 憩

午 後 3 時 01 分 再 開

○木村教育長 再開いたします。

以上をもちまして令和6年西東京市教育委員会第2回定例会を閉会します。ありがとうございました。

午 後 3 時 01 分 閉 会

西東京市教育委員会会議規則第29条の規定によりここに署名する。

西東京市教育委員会教育長

署 名 委 員